15. 決議第二千二百七十号（二千十六年）24の規定を想起し、北朝鮮が化学兵器を配備又は使用しないことを決定するとともに、北朝鮮に対し、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に加入し、その規定を直ちに遵守することを早急に要請する。

16. 北朝鮮に対し、外交関係に関するウィーン条約及び領事関係に関するウィーン条約の下での義務を完全に遵守することを要求する。

17. 北朝鮮の乏しい資源が核兵器及び多数の高価な弾道ミサイル計画開発に大量に流用されていることを遺憾とし、栄養失調の危険がある非常に多くの妊娠中の及び授乳中の女性並びに五歳未満の児童さらには慢性の栄養失調に苦しんでいる総人口の四分の一近くを含む、北朝鮮にいる半数を大きく上回る人々が食糧及び医療の大きな不足に苦しんでいるとの国連人道問題調整事務所（ＯＣＨＡ）の調査結果に留意するとともに、この文脈において、北朝鮮にいる人々が受けている深刻な苦難に対し深い懸念を表明する。

18. 加盟国が、この決議の採択から九十日以内に、またその後委員会の要請があれば、この決議の規定を効果的に履行するためにとった具体的な措置につき、安全保障理事会に報告することを決定するとともに、専門家パネルに対し、他の国連制裁モニタリング・グループと協力し、当該報告を適時に準備し提出することについて加盟国を支援する努力を継続するよう要請する。

19. 全ての加盟国が、決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）、第二千三百二十一号（二千十六年）及び第二千三百五十六号（二千十七年）が規定する措置を完全に履行するための努力を倍加し、その履行にあたって、特にこれらの決議により移転が禁じられている品目の検査、探知及び押収に関し、相互に協力することを要請する。

20. 決議第千七百十八号（二千六年）12の規定で定められた委員会の任務は、この決議により課された措置に関しても適用されることを決定し、さらに、決議第千八百七十四号（二千九年）26の規定に定められ、決議第二千三百四十五号（二千十七年）1の規定により修正された専門家パネルの任務は、この決議により課された措置に関しても適用されることを決定する。

21. 全ての加盟国が、検査において特定された決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）、第二千三百二十一号（二千十六年）、第二千三百五十六号（二千十七年）及びこの決議により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を、決議第千五百四十号（二千四年）を含む関連の安全保障理事会決議の下での義務並びにＮＰＴ、千九百九十七年四月二十九日の化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約及び千九百七十二年四月十日の細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締約国のいかなる義務にも反しない方法で押収及び処分すること（破壊、機能を失わせること若しくは使用することができない状態にすること、保管、又は処分のための当該品目の原産地若しくは目的地以外の国への移転を通じたものを含む。）を認め、かつ、全ての加盟国がこれを行うことを決定する。

22. 北朝鮮を含む全ての国に対し、この決議又はこれまでの決議により課された措置によりその履行が妨げられたいかなる契約その他の取引に関連して、北朝鮮、北朝鮮に所在するいかなる者若しくは団体、決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）、第二千三百二十一号（二千十六年）、第二千三百五十六号（二千十七年）若しくはこの決議により定められた措置のために指定された者若しくは団体、又はそのような者若しくは団体を通じて若しくはこれらの利益のために請求を行ういかなる者の要求によっても、いかなる請求も受理されないことを確保するために必要とされる措置をとることの重要性を強調する。

23. インターポールに対し、指定された個人に関する特別手配書を発行することを要請するとともに、委員会に対し、そのための適切な措置を立案するためにインターポールと協働することを指示する。

24. 事務総長に対し、北朝鮮による制裁の違反及び回避の活動を分析するための能力を強化するために必要な追加的な分析面の資源を、決議第千八百七十四号（二千九年）に従って設置された専門家パネルに対して提供することを要請する。

25. 北朝鮮にいる人々が受けている深刻な苦難に対し深い懸念を改めて表明し、北朝鮮にいる人々の需要が大きく満たされていない中で、北朝鮮が、北朝鮮の人々の福祉に代えて、核兵器及び弾道ミサイルを追求していることを非難するとともに、北朝鮮が、北朝鮮にいる人々の福祉及び固有の尊厳を尊重し、確保することの必要性を強調する。

26. 決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）、第二千三百二十一号（二千十六年）、第二千三百五十六号（二千十七年）及びこの決議により課された措置は、北朝鮮の一般市民に対して人道面の悪影響をもたらすこと、又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）、第二千三百二十一号（二千十六年）及びこの決議により禁止されていない活動（経済活動及び協力、食糧援助及び人道支援を含む。）並びに北朝鮮の一般市民の利益のための北朝鮮における支援及び救援を実施する国際機関及び非政府組織の作業に悪影響をもたらす若しくはそれを制限することを意図するものではないことを再確認し、北朝鮮におけるこれらの機関の作業又はこれらの決議の目的に適合するその他の目的を容易にするために必要であると委員会が決定する場合は、委員会が、個別の案件に応じて、これらの決議により課される措置からいかなる活動も除外することができることを決定し、さらに、決議第千七百十八号（二千六年）8（d）の規定に定める措置は、取引が北朝鮮における外交若しくは領事使節団の運営、又は、国連によって若しくは国連と調整の上で行われる人道支援活動のみを目的としている場合には、北朝鮮のフォーリン・トレード・バンク又はコリア・ナショナル・インシュランス・コーポレーションとの金融取引には適用されないことを決定する。

27. 六者会合への支持を再確認し、その再開を要請するとともに、中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって二千五年九月十九日に採択された共同声明に定める約束（六者会合の目標は平和的な方法による朝鮮半島の検証可能な非核化であること、アメリカ合衆国及び北朝鮮は相互の主権を尊重し、平和裡に共存することを約束したこと、六者は経済協力を推進することを約束したことを含む。）並びにその他の全ての関連する約束への支持を改めて表明する。

28. 朝鮮半島及び北東アジア全体における平和と安定の維持が重要であることを改めて表明し、事態の平和的、外交的かつ政治的解決の約束を表明し、対話を通じた平和的かつ包括的な解決を容易にするための理事国及びその他の国による努力を歓迎するとともに、朝鮮半島内外の緊張を緩和するための取組の重要性を強調する。

29. 北朝鮮の行動を絶えず検討すること、また、北朝鮮による遵守の状況に鑑み、必要に応じ、これらの措置を強化、調整、停止又は解除する用意があることを確認するとともに、この関連で、北朝鮮による更なる核実験又は発射の場合には更なる重要な措置をとる決意を表明する。

30. この問題に引き続き関与することを決定する。

附属書Ⅰ：渡航禁止／資産凍結（個人）

1. チェ・チュンヨン（CHOE CHUN YONG）

北朝鮮軍と関連しており、コリア・クワンソン・バンキング・コーポレーションと緊密な関係にあるイルシム・インターナショナル・バンクの代表者。イルシム・インターナショナル・バンクは国際連合制裁の回避を試みたことがある。

別名：チェ・チュンヨン（Ch'oe Ch'un-yo'ng）

国籍：北朝鮮

旅券番号：654410078

性別：男性